

あいさん事務所便り

「自動車運送事業」の 監督指導・送検結果と取組事例

平成 26 年の状況は？

厚生労働省から、トラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対する平成 26 年の監督指導や送検状況についてとりまとめた資料が公表されました。

82.9%の事業場で法令違反

平成 26 年に全国の労働局や労働基準監督署などが監督指導を行った事業場は 3,907 ありましたが、そのうち労働基準関係法令違反があったのは 3,240 事業場で、実に 82.9%に上りました。

また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）」違反があったのは、2,373 事業場で 60.7%となっています。

違反事項のトップは「労働時間」

労働基準関係法令の主な違反事項のトップは労働時間で 56.0%。次いで割増賃金（24.3%）、休日（6.4%）と続いています。

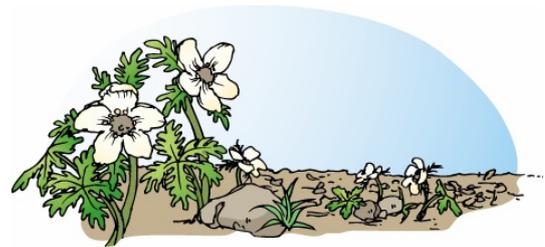
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の主な違反事項のトップは、最大拘束時間で 48.3%、以降、総拘束時間（38.3%）、休息期間（35.3%）、連続運転時間（27.6%）、最大運転時間（17.3%）となっています。

なお、重大または悪質な労働基準関係法令違反により送検となった事業場は 56 件ありました。

各機関が連携して指導を強化

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図る目的から、労働基準監督機関と地方運輸機関は、臨検監督等の結果を相互に通報しています。

平成 26 年に労働基準監督機関から地方運輸機関に通報した件数は 864 件。地方運輸機関から労働基



準監督機関に通報した件数は 312 件でした。

また、より効果的な指導をするため、労働基準監督機関と地方運輸機関が合同で監督・監査を行っています（平成 26 年は 176 件）。

自社の改善は取組事例を参考に

労働基準監督官による監督指導後の会社の取組事例として、運行計画の変更や運転者の増員、協力会社への業務委託などの取組みを行い、休日労働がなくなり、1 箇月の拘束時間が最長 280 時間となった事業場などの取組みが紹介されています。ぜひ参考にしたいところです（「自動車運転者を使用する事業場 平成 26 年」で検索）。

再就職を希望する女性の実態と 企業側の意識

未就業理由は「子育て」が半数

NTT コムオンライン・マーケティング・ソリューション株式会社と実践女子大学の斎藤明教授が、就業経験はあるが現在働いてない再就職希望の女性、および企業の採用担当者を対象に実施した「再就職希望の女性と雇用側の意識格差に関する調査」（有効回答者数：再就職希望の女性 304 名、企業の採用担当者 160 名）の結果が発表されています。

これによると、現在未就業である理由としては「子育て」（50.7%）が最も高く、次いで「働きたい

が仕事がない」(29.6%)、「働くためのスキルがない」(15.5%)の順となることがわかりました。

希望する就業形態は「希望なし」がトップ

現在未就業の女性の前職と再就職で希望する就業形態について聞いたところ、前職は「正社員(役職なし・あり含む)」であったと答えた人は65%を超えますが、再就職で希望する形態は「希望はない」(38.5%)と回答した割合が最も高くなり、加えて、「正社員:役職なし」を希望する割合は34.9%と、前職との比較では22.7ポイントも減少しています。

一方、雇用側の企業は、子育て・介護などで一度仕事を辞めた女性の再就職で想定する雇用形態について、「正社員:役職なし」(55.6%)、「正社員:係長・主任クラス」(21.9%)と、正社員を想定する企業が多いことがわかりました。

この点で、両者の意識に差があることが見てとれます。

企業が求めるスキルと未就業女性が学びたいスキルのミスマッチ

また、未就業女性が学びたいスキルとして「パソコン操作」「外国語」などの回答割合が高かった一方、企業側が求めるスキルとしては、「コミュニケーション能力」「ビジネスマナー」などを挙げており、ここでも両者の間にはミスマッチが生じていることがわかります。

子育て・介護社員へのサポート体制と働き方の多様性

子育て・介護をしながら働く女性に対する企業におけるサポート制度については、「勤務時間の短縮制度」(64.4%)、「休暇取得制度」(50.6%)、「遅刻、早退の許可」(41.3%)の順となっています。

このようなサポート制度は従業員数が多い企業ほど充実している傾向にあり、中小企業ではまだその対応が不十分であるところも見られます。

2月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分>[労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]

労働保険料納付<延納第3期分>[郵便局または銀行]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

贈与税の申告受付開始<3月15日まで>[税務署]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

16日

所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>[税務署]

なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

じん肺健康管理実施状況報告書の提出[労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

~当事務所より一言~

当事務所の弁護士は、この度、中小企業診断士試験に合格いたしました。

今後は、弁護士としての法律知識に加え、中小企業診断士の経営診断能力も磨いて行きたいと思っております。中小企業、個人事業主の皆様に対して、今まで以上に的確な中小企業法務サービスを提供できるよう、努力して行く所存です。